

意見聴き取り調査票

(福島県建設専門工事業団体連合会)

1 元請・下請関係の適正化対策について

(1) 平成26年2月の労務単価の改正による適切な賃金水準確保のため、御意見等があればお聞かせください。

実勢単価調査方式による労務単価の決定は、長引いたデフレと低入札による影響で、あまりにも現実離れした単価まで下落していましたので、一部改善はされたものの、未だに後継者育成を考慮することができる単価にまではなっていないのが現状です。公共事業の労務単価の決定方式は、公共事業そのものが、インフラ整備という、なくてはならない性質上、その業務に携わる各々の業種の方々が、後継者育成はもとより永続的に業務を行える年収の確保が必要とっております。現状の単価をもとにした年収では後継者は育たないと感じます。国の抜本的な改革が必要と思います。

(2) 平成25年度下請状況実地調査において、下請負報告書の記載と異なる事業者へ施工させていた事例や、変更契約書の取り交わしがなされていない事例等がありましたが、このような状況についてどのようにお考えですか。

技能員及び作業員不足によって、各現場において工期の遅れは大きな課題です。その影響で、当初予定していた人員が急遽変更になることが頻繁に起こっております。その結果、記載と異なる事業者の施工がなされる可能性があると考えられます。報告書の変更手続きの簡略化が望まれると思います。

(3) 元請・下請関係適正化に向けての有効な対策等について、御意見があればお聞かせください。

2 入札不調について

作業員確保の現状と対応策についてお聞かせください。また、技能者等の不足へは、どのような取組みが有効であるとお考えですか。

作業員確保の現状は、地元の人員では対応しきれておらず、時には交通費や宿泊費等経費をかけてでも遠方からの応援を頂いております。技能者は、当たり前ですが一人前になるためには数年の時間がかかります。そのようなことを考えると、先にも述べたように、業務として魅力ある賃金体系の確立が早急に必要と思います。

3 品確法等三法改正について

品確法等三法改正を踏まえ、発注者に対する御意見があればお聞かせください。

法律にのっとった仕様に応じた、適切な予算の確保をお願いします。

4 社会保険未加入対策について

国土交通省直轄工事において、元請業者及び一次下請業者は、原則として社会保険加入業者に限定されたところですが、下請業者から社会保険未加入業者を排除することについて、御意見があればお聞かせください。

社会保険の加入は、本来当たり前のことと思いますが、何故未加入者が存在するのかを考えれば、その分の予算がついていなかったことが原因だと思っております。しっかりと予算を計上して頂き、労働者全員が加入できるようにした上で、未加入業者を排除することを望みます。

5 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。

需要と供給がアンバランスな現状ではありますが、今後も地産地消の意味でも、地元企業優先の御配慮をお願いいたします。

福島県・入札制度に対する聞き取り調査について

福島県建設専門工事業団体連合会

第 45 回福島県入札制度等監視委員会における回答書より。

【建設産業室】

・建設業の社会保険未加入問題について、①建設業許可・更新時や下請状況実地調査時の加入状況確認・指導、②経営事項審査における未加入企業への減点措置の厳格化（3 保険未加入△60 点→△120 点）、③公共工事設計労務単価への法定福利費相当額の反映などにより、対策を強化しているところであります。

・平成 25 年 9 月 26 日、国土交通省は、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険等未加入対策の徹底について、各都道府県に通知しました。

・建設業許可申請時及び経営規模等評価申請時の社会保険加入の確認・周知・指導を行ってまいります。

・適切な賃金水準確保に関する相談の際には、標準見積書の活用等による社会保険等加入促進の取組状況を踏まえて対応し、情報の提供や国との情報共有を図ってまいります。

【入札監理課】

・社会保険への加入徹底を図り、技能労働者等の雇用環境改善につなげていきたいと考えております。

上記は、昨年の福島県入札制度等監視委員会より、福島県建設専門工事業団体連合会の意見・要望内容に対する回答でございます。

上記に対してどのように改善をなされたかをお答えいただきたい。

また、社会保険未加入対策を進めていくためには、法定福利費の確保が重要です。法定福利費をわかりやすくするためにも、別枠で計上してほしいと思います。

平成26年5月16日
国土交通省

国土交通省直轄工事において、発注者と建設業所管部局が連携して行う建設業者の社会保険等未加入対策に関する通知を发出了しました。

- 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、
- ・社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化します。
 - ・元請業者及び一次下請業者は、原則的に社会保険等の加入業者に限定します。

建設業者の社会保険等（※）未加入対策については、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から建設業所管部局において取り組んできたところです。

この度、発注者として、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、地方整備局等に対し上記内容に係る通知を发出了しました。詳細については別紙をご覧ください。

なお、地方公共団体に対しても、国土交通省の取組を参考送付しました。

（※）健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

<問い合わせ先>（代表03-5253-8111）

【国土交通省直轄工事関係】

大臣官房地方課 公共工事契約指導室

課長補佐 宇佐美（内線21-954）直通：03-5253-8919

FAX：03-5253-1533

大臣官房技術調査課

工事監視官 白土（内線22-306）直通：03-5253-8221

FAX：03-5253-1536

【建設業者に対する監督関係】

土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室

課長補佐 高芝（内線24-715）直通：03-5253-8362

FAX：03-5253-1553

【地方公共団体関係】

土地・建設産業局建設業課 入札制度企画指導室

課長補佐 竹内（内線24-723）直通：03-5253-8278

FAX：03-5253-1553

○ 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、

・社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。

・元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。

(※) 建築一式工事の場合は4500万円

スキーム

① 入札参加時に元請業者の **保険加入状況を確認**。
(未加入の元請業者は工事から排除)

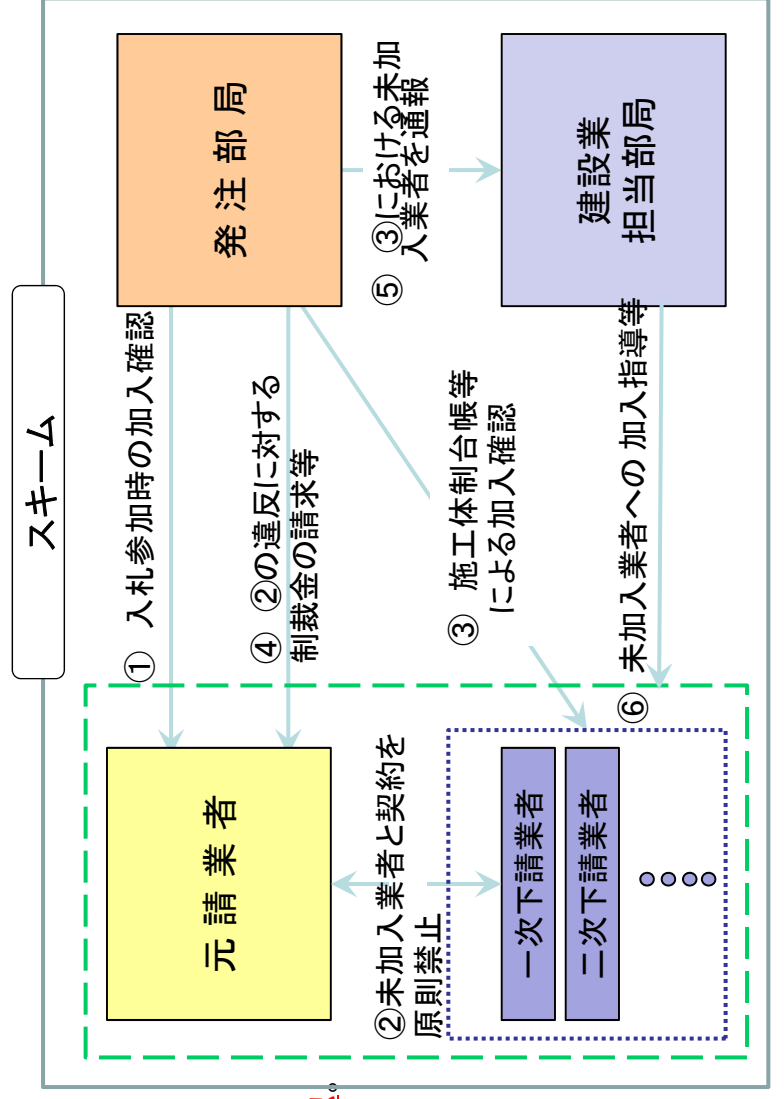
② 未加入の一次下請業者との **契約を原則禁止**。

③ 施工体制台帳等で全ての下請業者の **保険加入状況を確認**。

④ 未加入の一次下請業者と契約したことが判明した場合の措置を実施。(元請業者への制裁金の請求等)

⑤ 全ての未加入業者を発注部局から **建設業担当部局に通報**。

⑥ 建設業担当部局において未加入業者(二次下請以下も含む。)への **加入指導を引き続き実施**。



○ 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。

○ 上記内容に付き、平成26年5月16日付けで地方整備局等宛に通知を発出。また、同日付けで、地方公共団体に対し、当該通知を参考送付し、同様の取組の検討を促した。

平成26年8月以降に入札手続を開始する 国交省直轄工事では



社会保険等未加入企業は元請・一次下請になれません！

若者にとって魅力ある業界であるために。
真面目に働く職人が報われるために。



【お問い合わせ先】

※対象工事の詳細・例外規定については・・・

〇〇地方整備局契約課：03-1234-5678

※社会保険等未加入に対する取組等については・・・

(一財)建設業振興基金 構造改善センター：03-5473-4572

※加入手続については・・・

健康保険・厚生年金保険：最寄りの年金事務所

雇用保険：最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所



国地契第4号
国官技第23号
国営管第40号
国営計第11号
国土建第8号
国港総第34号
国港技第7号
国空予管第49号
国空安保第31号
国空交企第54号
国北予第5号
平成26年5月16日

大臣官房官庁営繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿
	企画部長殿
	建政部長殿
	港湾空港部長殿
	営繕部長殿
北海道開発局	事業振興部長殿
	営繕部長殿
各地方航空局	総務部長殿
	空港部長殿
	保安部長殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
土地・建設産業局建設業課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局安全部空港安全・保安対策課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について

建設業者の社会保険等未加入対策については、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から建設業所管部局において取り組んできたところであるが、今般、発注者として、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、建設業所管部局と連携して下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 契約の相手方からの社会保険等未加入建設業者の排除

(1) 平成26年8月1日以降に入札公告を行う工事（平成27年度以降に契約を締結するものを除く。）において、以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）について、競争参加資格がないと認めることとする。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

このため、当該工事の入札公告及び入札説明書の競争参加資格の項に、以下の文言を記載すること。

また、指名競争入札及び随意契約（緊急の必要により競争に付することができない場合において行われるものを除く。）の実施に当たっても、一般競争入札に準じて取り扱うこと。

(○) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

なお、入札参加者が上記届出の義務を履行しているか否かについては、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書の写しを提出させること等により確認すること。

(2) 平成27年度以降に締結する工事の請負契約に係る一般競争に参加する者に必要な資格の審査（別記1に掲げる各通知の規定に基づく審査をいう。）においては、社会保険等未加入建設業者の申請を受け付けないこととする。なお、申請者が上記(1)に掲げる届出の義務を履行しているか否かについては、それぞれ別記2に掲げる各

通知において規定する通知書の写し等により確認すること。

2. 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

1. (1)に定める工事（平成27年度以降に契約を締結するものを含み、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になるものに限る。）において、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る。以下「一次下請契約」という。）の相手方としないこととする。社会保険等未加入建設業者の排除等に関する具体的な手続は以下のとおりとする。

(1) 社会保険等未加入建設業者の確認等

監督職員（契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第18条に定める者をいう。以下同じ。）は、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとする。確認の詳細については、別記3に掲げる各通知の規定によるものとする。

① 一次下請契約を締結した下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合

監督職員は、当該下請契約の契約書及び施工体制台帳（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下「下請契約書等」という。）の写しを契約担当課（地方支分部局等（大臣官房官庁営繕部、航空局、地方整備局、北海道開発局及び地方航空局をいう。以下同じ。）において入札及び契約を担当する課をいう。以下同じ。）に送付するものとし、併せて受注者に対し、書面にて当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面（以下「理由書面」という。）を速やかに提出するよう通知すること。

なお、この際、理由書面によっても当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情があると発注者が認めない場合には工事請負契約書（別記4に規定する各通知の別冊の工事請負契約書をいう。以下同じ。）第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

契約担当課は監督職員からの下請契約書等の写しの送付を受け、契約違反のおそれが発生した旨を地方整備局長、副局長又は次長（以下「局長等」という。大臣官房官庁営繕部の所掌に係る工事の場合にあっては大臣官房官庁営繕部長、航空局及び地方航空局（以下「航空局等」という。）の所掌に係る工事の場合にあってはそれぞれ航空局長又は地方航空局長、北海道開発局の所掌に係る工事にあっては北海道開発局長をいう。以下同じ。）及び事務所長（事務所長が分任支出負担行為担当官又は監督職員となっている工事に限る。また、航空局等の所掌に係る工事の場合にあっては、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成13年1月6日付け国土交通省訓令第60号）第19条に基づき分任支出負担行為担当官として支出負担行為事務が委任されている者が分任支出負担行為担当官又は監督職員となって

いる工事に限る。以下同じ。)に報告するものとする。

その後受注者から理由書面が提出された場合には、監督職員は契約担当課へ理由書面を送付するものとする。

契約担当課及び技術担当課（地方支分部局等において工事の品質確保又は監督若しくは検査を担当する課又は室をいう。以下同じ。）は、理由書面に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行うものとする。

局長等又は事務所長は特別の事情に該当するか否かを決定するものとするが、当該決定に当たっては、委員会等による審議結果を活用しても差し支えない。

また、理由書面が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。

② ①以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合

監督職員は、施工体制台帳及び再下請負通知書（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。）の写しを契約担当課に送付するものとする。

契約担当課においては、当該書面を添えて、社会保険等未加入建設業者が下請負人である旨を、局長等及び事務所長に報告するものとする。

(2) 受注者に対する制裁金の請求の事前通知等

① 特別の事情を有しないと認めた場合

契約担当課は、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由並びに以下の額について制裁金を請求することとなる旨を受注者に対し通知する。

また、工期（受発注者間の契約における工期をいう。②において同じ。）内かつ理由書面の提出期限後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合は、監督職員は一定の期間を定めて、受注者に対し、当該社会保険等未加入建設業者が、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。

$$P = C \times 0.1$$

P：制裁金の額

C：受注者と社会保険等未加入建設業者との一次下請契約に係る請負代金額（※）

（※）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第13条の規定に基づき受注者から最終的に提出された下請契約書に記載された請負代金の額を用いること。

② 特別の事情を有すると認めた場合

契約担当課は、受注者に対し当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに一定の期間を指定しその期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が未加入の

社会保険等につき届出の義務を履行し、確認書類を契約担当課に提出するよう請求すること。

この期間については、原則として発注者として本来下請業者が負担すべき社会保険料等を含めた請負代金を受注者に対して支払う契約を締結していることを勘案し、未加入である社会保険等の加入手続に最低限必要な期間を確保する観点から設定することとし、いたずらに長期にわたるような期間としないこと。

また、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、①に規定する額について制裁金を請求することとなる旨を受注者に対し通知する。

工期内かつ確認書類の提出期限後においても工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、当該社会保険等未加入建設業者が、確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。

(3) 制裁金の請求に係る会計担当課への通知

契約担当課は、受注者に対し制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、速やかに、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第12条の規定に基づき、工事請負契約書第7条の2の違反に起因して債権が発生した旨の債権発生通知書を会計担当課（地方支分部局等において経費及び収入の予算、決算及び会計を担当する課をいう。）に送付する。なお、その際には債権発生金額や経緯を纏めた書類（任意様式）及び最終的に提出された下請契約書等の写しを添えるものとする。

(4) 建設業担当課への通報

契約担当課は、2.(1)②の場合にあつては、局長等及び事務所長への報告後、2.

(2) ①又は②の場合にあつては受注者に対し制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、速やかに、当該工事を発注した地方支分部局等における建設業者の指導及び監督に関することを担当する課（大臣官房官庁営繕部及び航空局等の所掌に係る工事の場合にあつては、土地・建設産業局建設業課。以下「建設業担当課」という。）に、発注者名、工事件名、当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号及び住所を通報するものとする。なお、その際には施工体制台帳及び再下請負通知書（(1)②に掲げる場合に限る。）の写しを添えるものとする。

(5) 許可権者による指導等

建設業担当課は、契約担当課から通報を受けたときは、当該社会保険等未加入建設業者の許可権者に連絡することとし、連絡を受けた許可権者は、必要に応じて建設業担当課と連携し建設業許可申請時（許可の更新時を含む。）及び経営事項審査時等と同様に社会保険等の加入に係る指導等の手続を行うものとする。

3. 社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した受注者に対する指名停止等

(1) 契約担当課は、2.(2)①又は②（発注者の指定する期間内に確認書類の提出がなかった場合に限る。）に該当する場合は、当該受注者について、指名停止措置要

領（別記5に掲げる各通知をいう。）に基づき、指名停止等を行うものとし、技術担当課に、その内容を通知するものとする。

- (2) 技術担当課は、(1)の定めによる通知があった場合は、別記6に掲げる各通知の規定に基づく工事成績評定の減点に必要な対応を行うものとする。

4. その他

- (1) 最終的に提出された下請契約書等の写し、理由書面及び確認書類は、契約担当課において、契約関係図書の一部として保存しておくものとする。
- (2) 工期終了後に、下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあつては、2. 及び3. の規定に準じて取り扱うこと。
- (3) 本通知の実施に際し疑義が生じた場合には、本省担当課と協議されたい。

(別記1)

- 「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領について」(平成13年1月6日付け国官会第22号)第4条
- 「工事請負業者選定事務処理要領」(昭和41年12月23日付け建設省厚第76号)第7
- 「官庁営繕部工事請負業者選定要領」(昭和42年7月1日付け建設省営管第845号)第7
- 「契約業者取扱要領」(昭和55年12月1日付け港管第3722号)第6条
- 「北海道開発局工事等競争参加者選定要領」(平成12年12月19日付け北開局工第333号)第6条

(別記2)

- 「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領について」(平成13年1月6日付け国官会第22号)第7条第1号ニ
- 「工事請負業者選定事務処理要領」(昭和41年12月23日付け建設省厚第76号)第5第2項第9号
- 「官庁営繕部工事請負業者選定要領」(昭和42年7月1日付け建設省営管第845号)第5第2項第9号
- 「契約業者取扱要領」(昭和55年12月1日付け港管第3722号)第3条第1項(2)
- 「北海道開発局工事等競争参加者選定要領」(平成12年12月19日付け北開局工第333号)第19条第1項(5)

(別記3)

- 「請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第93号)の「別紙-5①「施工プロセス」のチェックリスト(案)」
- 「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国営技第32号)の「別紙-2「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)」
- 「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国営計第88号、国営技第34号)の「別紙-2「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)」
- 「請負工事成績評定基準の改正について」(平成25年3月29日付け国港技第114号)の「別紙-5①「施工プロセス」のチェックリスト」
- 「航空局工事成績評定要領」(平成10年3月26日付け空予第238号、空建第47号)の「別添1-1航空局工事成績評定実施要領」の「別紙-5「施工プロセス」のチェックリスト(案)」又は「別添1-2航空局建築工事成績評定実施要領」の「別紙-2「施工プロセス」のチェックリスト(公共建築工事)(仮称)」

(別記4)

- 「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)
- 「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」(平成7年9月5日付け建設省営管発第556号)
- 「工事請負標準契約書の制定について」(平成8年1月24日付け港管第111号)
- 「工事標準請負契約書について」(平成8年3月19日付け空経第212号)

(別記5)

- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)
- 「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年4月1日付け建設省営管第124号)
- 「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)
- 「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年6月28日付け空経第386号)
- 「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)

(別記6)

- 「請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第93号)の「別紙-2④「審査項目別運用表」7. 法令遵守等」
- 「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国営技第32号)の「別紙-1「審査項目別運用表(営繕工事)」8. 法令遵守等」
- 「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国営計第88号、国営技第34号)の「別紙-1「審査項目別運用表(営繕工事)」8. 法令遵守等」
- 「請負工事成績評定基準の改正について」(平成25年3月29日付け国港技第114号)の「別紙-2「審査項目別運用表」7. 法令遵守等」
- 「航空局工事成績評定要領」(平成10年3月26日付け空予第238号、空建第47号)の「別添1-1航空局工事成績評定実施要領」中「別紙-2「審査項目別運用表(航空局工事)」7. 法令遵守等」又は「別添1-2航空局建築工事成績評定実施要領」中「別紙-1「審査項目別運用表(公共建築工事)」8. 法令遵守等」

法定福利費を別枠計上する 「標準見積書」の作成手順

- 社会保険未加入対策を進めていくためには、法定福利費の確保が重要です。見積時から労務費や法定福利費が明確になっていないため、法定福利費がどのように扱われているのかが分かりにくい状況となっています。このため、従来の総額単価による見積だけでなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することで、必要な金額を確保していくこととします。
- 国土交通省より、各専門工事業団体ごとに、見積時に法定福利費の内訳を明示するための標準見積書を作成するとともに、業界における取引実態も踏まえつつ、各社の実情に応じた法定福利費額を簡便に算定することができるよう、一定の統計データに基づく算定のための作成手順書を策定し、法定福利費の算定の参考とするよう要請がありました。 本手順書はこの要請に対応するため当協会として作成したものです。

※通知文：『標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について』(H25.5.10国交省通知)
「1. 標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示」に上記記載があります。

(一社)日本シャッター・ドア協会

◆ 標準見積書に計上する「法定福利費」の算出は次の2つの方法とし、手順は以下の通り。

- 1 施工見積の取付費総額から労務費を算出し、それに法定福利費の保険料率を乗じる。
- 2 これまでの施工実績をもとに施工従事者に支払った正味労務費から各商品の単位当りの法定福利費をあらかじめ算出した上で、法定福利費を簡便に算出する。

1 2 共通事項

- 1) この法定福利費計上は、施工従事者が「法人の社員」や「5人以上の個人事業の社員」が施工に携わる場合に別枠計上し、施工従事者が「個人事業主」や「一人親方」の場合は、計上しない。ただし、公共工事では、全施工従事者への支払いが前提のため、計上する。
- 2) 見積段階では、施工従事者が、保険が適用するか否か不明の場合は、計上しておく。
- 3) 保険の適用には次の4つのパターンがあるが、細くなるため、見積上は「Aパターン」または「Bパターン」の2本立てとする。

★ 保険適用のパターン ★

Aパターン

- ・法人社員、個人事業5人以上の社員が対象となる。
- ・①雇用保険②健康保険③厚生年金の3保険が適用となる。

$$\text{法定福利費} = \text{取付費} \times \text{労務費率} \times \text{社会保険料率計}(15.15\%)$$

Bパターン

- ・個人事業主、一人親方が対象となる。
- ・保険加入の適用外。

$$\text{法定福利費} = \text{取付費} \times \text{労務費率} \times \text{社会保険料率}(0\%) = \text{「0」}$$

Cパターン

- ・個人事業5人未満の社員が対象となる。
- ・①雇用保険のみが適用となる。

$$\text{法定福利費} = \text{取付費} \times \text{労務費率} \times \text{社会保険料率}(1.05\%)$$

Dパターン

- ・法人会社の社長、役員が対象となる。
- ・②健康保険③厚生年金の2保険が適用となる。

$$\text{法定福利費} = \text{取付費} \times \text{労務費率} \times \text{社会保険料率計}(14.10\%)$$

※ 契約時は、内訳明示された見積書を踏まえ、施工従事者の保険加入の実態や未保険加入者の今後の加入予定等を勘案し見積先と協議を行い、下請契約を締結することとする。
(上記Aパターン～Dパターンの4パターンを参考)

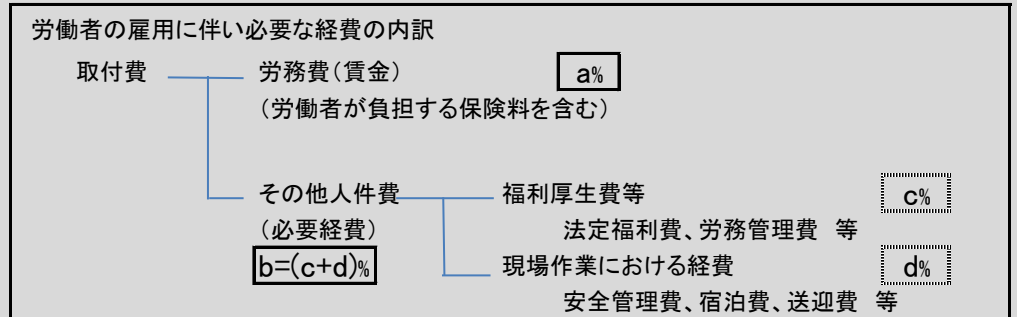
1

《取付費から法定福利費を算出する手順》

$$\text{法定福利費} = \text{取付費} \times \overset{\text{※1}}{\text{労務費率}} \times \overset{\text{※2}}{\text{社会保険料率}}$$

◇上記計算に用いる労務費率(※1)は次の計算式により、会員各社で算出する。

$$\text{労務費率} = \text{労務費}a / \text{取付費}(\text{労務費}a + \text{その他人件費}b)$$



【社会保険等の対象となる労務費に含める賃金の範囲】

区分	対象とするもの	対象としないもの
基本的な考え方	名称に関わらず、労働の対価の賃金として支払っているもの	恩恵的なものや労働の対価でなく支払っているもの
賃金等	①基本給 月給、日給等 ②諸手当 家族手当、住宅手当、残業手当、 通勤手当 、資格手当、休業手当 等 ③賞与 賞与、期末手当、勤勉手当 等	①任意、恩恵的なもの 退職金(建退協証紙含む) 、結婚祝金、災害見舞金 等 ②労働の対価でない手当等 解雇予告手当、旅費、出張日当 等
現物	① 通勤定期券 (現物で支払っている場合)	①福利厚生的なもの 住宅貸与、資金貸与、健康診断 等 ②業務費的なもの 作業衣の貸与、保護具等 等 ③その他 教育訓練費、募集・求人費

なお、この比率は見積提出先から説明を求められた際は、合理的に説明することが求められる。

◇上記計算に用いる社会保険料率(※2)は施工に携わる施工従事者の事業所(及び就労)形態により、上記4パターンに示すように変わる。

■ 標準見積への法定福利費計上

上記で算出した法定福利費を標準見積書に別枠計上する。その際、施工従事者が社会保険の適用、適用外により、標準見積書に計上する場合と、計上しない場合が発生する。

《単位(m²または箇所)当りの法定福利費を求めておいて算出する方法》

法定福利費 = 単位当り法定福利費額 × 数量(m²、連数等)

■ 単位当り法定福利費額の算出手順 (シャッターを例に説明していますが、ドア等も同様です。)

〈法定福利費計算シート〉 (全体)

製品	m ²	連数 (セット数)	※ 支払 工事費	所要日数	22日比率	工事単価	22日換算			法定福利費 (支払工事費) × 料率				単位あたり法定福利費					
							m ² A/E	連数 B/E	支払 工事費 C/E	雇用保険	健康保険	厚生年金	合計	m ² 換算 (円) M/G	連数換算 (円) M/H				
										1.05%	5.39%	8.710%	15.150%	N	O				
軽量 シャッター	手動	サンプル1	a	b	c	d	D/22	C/A	A/E	B/E	C/E	J	K	L	M	M/G	M/H		
		サンプル2	a'	b'	c'	d'	e'	f'	g'	h'	i'	J'	K'	L'	m'	n'	o'		
		サンプル3	a''	b''	c''	d''	e''	f''	g''	h''	i''	J''	K''	L''	m''	n''	o''		
		(平均)	AV(a)	AV(b)	AV(C)	AV(d)	AV(e)	AV(f)	AV(g)	AV(h)	AV(i)	AV(j)	AV(k)	AV(l)	AV(m)	AV(n)	AV(o)		
		↓	手順1										↓						
重量 シャッター	手動 (防火)	サンプル1	a'''	b'''	c'''	d'''	e'''	f'''	g'''	h'''	i'''	j'''	k'''	l'''	m'''	n'''	o'''		
		サンプル2	a''''	b''''	c''''	d''''	e''''	f''''	g''''	h''''	i''''	j''''	k''''	l''''	m''''	n''''	o''''		
		サンプル3	a''''	b''''	c''''	d''''	e''''	f''''	g''''	h''''	i''''	j''''	k''''	l''''	m''''	n''''	o''''		
		(平均)	AV(a)	AV(b)	AV(C)	AV(d)	AV(e)	AV(f)	AV(g)	AV(h)	AV(i)	AV(j)	AV(k)	AV(l)	AV(m)	AV(n)	AV(o)		
		↓	手順2										↓						
手順3										手順4									

手順1 商品(軽/重量シャッター、ドア等)ごとに上記表の「A~D」に施工実績のサンプルを数種記載する。

製品	m ²	連数 (セット数)	※ 支払 工事費	所要日数		
					A	B
軽量 シャッター	手動	サンプル1	a	b	c	d
		サンプル2	a'	b'	c'	d'
		サンプル3	a''	b''	c''	d''
		(平均)	AV(a)	AV(b)	AV(C)	AV(d)

◇入力項目

A: 取付けた商品のm²数(ドアは未入力) B: 取付けた商品の連(枚、セット)数

C: 支払工事費(工事員に支払費用) D: 取付に掛かった日数

※ 支払工事費は工事員に実際支払う金額(労務費)で、労務費以外の費用(交通費、駐車場代、高速料金、副資材等)を除いた正味労務費。

※ 1日8時間労働として算出する。

手順2 手順1で入力した工事を1か月間(22日)同条件でやり続けたと想定し、22日換算のG~Iを算出する。

※Eは所要日数を22(日)で割った比率。Fの工事単価(m²当り)は参考値。

製品	m ²	連数 (セット数)	※ 支払 工事費	所要日数	22日比率	工事単価	22日換算				
							m ² A/E	連数 B/E	支払 工事費		
軽量 シャッター	手動	サンプル1	a	b	c	d	e	f	g	h	i
		サンプル2	a'	b'	c'	d'	e'	f'	g'	h'	i'
		サンプル3	a''	b''	c''	d''	e''	f''	g''	h''	i''
		(平均)	AV(a)	AV(b)	AV(C)	AV(d)	AV(e)	AV(f)	AV(g)	AV(h)	AV(i)

手順3 22日換算した「支払工事費(I)」をもとに、法定福利費を算出する。

雇用保険： H25度は、保険料率1.05%なので、

・雇用保険の事業所負担額 $J = I \times 1.05 / 100$ で算出する。

健康保険： H25度、東京の保険料率5.39%(介護保険料率0.405% 含む)なので、

・健康保険の事業所負担額 $K = I \times 5.39 / 100$ で算出する。

{介護保険料率:0.405は、介護保険の対象者(40~64才)割合52.3%
に介護保険料率1.55/2を乗じて算出 $1.55 / 2 \times 52.3\% = 0.405(\%)$ }

厚生年金： H25度、東京の保険料率8.71%(児童手当拠出金含む)なので、

・厚生年金の事業所負担額 $L = I \times 8.71 / 100$ で算出する。

上記3保険の事業所負担額合計(M) = 法定福利費を算出する。

製品	22日換算			法定福利費 I(支払工事費) × 料率					
	m̄ A/E	連数 B/E	支払 工事費 I	雇用保険 1.05%	健康保険 5.39%	厚生年金 8.710%	合計 15.150%		
	G A/E	H B/E	C/E	J $I \times 1.05 / 100$	K $I \times 5.39 / 100$	L $I \times 8.71 / 100$	M $I \times 15.15 / 100$		
軽量 シャッター	手動	サンプル1	g	h	i	J	K	l	m
		サンプル2	g'	h'	i'	J'	k'	l'	m'
		サンプル3	g''	h''	i''	J''	k''	l''	m''
		(平均)	AV(g)	AV(h)	AV(i)	AV(j)	AV(k)	AV(l)	AV(m)

手順4 手順3で算出した法定福利費(この例では3保険の合計)をm̄や台(連)数で割ることで、単位当りの法定福利費を算出する。

サンプル数種の計算をもとに平均値を求め、商品ごとの単位当りの法定福利費を算出しておく。

製品	22日換算			法定福利費 I(支払工事費) × 料率				単位あたり法定福利費			
	m̄ A/E	連数 B/E	支払 工事費 I	雇用保険 1.05%	健康保険 5.39%	厚生年金 8.710%	合計 15.150%	m̄換算 (円) N	連数換算 (円) O		
	G A/E	H B/E	C/E	J $I \times 1.05 / 100$	K $I \times 5.39 / 100$	L $I \times 8.71 / 100$	M $I \times 15.15 / 100$	M/G	M/H		
軽量 シャッター	手動	サンプル1	g	h	i	J	K	l	m	n	o
		サンプル2	g'	h'	i'	J'	k'	l'	m'	n'	o'
		サンプル3	g''	h''	i''	J''	k''	l''	m''	n''	o''
		(平均)	AV(g)	AV(h)	AV(i)	AV(j)	AV(k)	AV(l)	AV(m)	AV(n)	AV(o)

以上の手順1~4で単位当りの法定福利費が算出できるので、他の商品や、同じ商品でも仕様の違い(電動/手動、ステンレス等の化粧枠を使った仕様、他)で「単位当りの法定福利費」を算出し、準備しておく。

■ 標準見積への法定福利費計上

- ・ 上記(手順4)で算出した単位当りの法定福利費をもとに、見積を行う際に、該当商品から法定福利費を計算し、見積書に別枠で計上する。
- ・ 商品が多岐にわたる場合は材料、施工費見積の種類と同様に法定福利費を計算し、別枠計上する。(材料、施工費を合算する場合は、法定福利費も合算とする。ただし、元請より詳細提示があった場合に説明ができるようにしておく。)

■「法定福利費計算シート」のイメージ

<計算例> ※数字はサンプルであり、イメージ説明として使用しています。

製品	㎡	連数 (セット数)	※ 支払 工事費	所要日数	22日比率	工事単価	22日換算			法定福利費 (支払工事費) × 料率				単位あたり法定福利費		
							㎡ A/E	連数 B/E	支払 工事費 C/E	雇用保険	健康保険	厚生年金	合計	㎡換算 (円) M/G	連数換算 (円) M/H	
							A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
					D/22	C/A					1.05%	5.39%	8.710%	15.150%		
軽量 シャッター	サンプル1	18	3	30,000	3	0.13636	1,667	132	22	220,000	2,310	11,858	19,162	33,330	253	1,515
	サンプル2	11	1	20,000	1	0.04545	1,818	242	22	440,000	4,620	23,716	38,324	66,660	275	3,030
	サンプル3	19	2	40,000	2	0.09091	2,105	209	22	440,000	4,620	23,716	38,324	66,660	319	3,030
	(平均)	16	2	30,000	2	0.09091	1,875	176	22	330,000	3,465	17,787	28,743	49,995	284	2,273

3保険適用の Aパターンの場合

その他、標準見積書に関する注意事項等

- 1) 標準見積書の活用開始時期は、別途当協会より会員企業各位に通知することとする。
- 2) 雇用保険、健康保険、厚生年金の3保険の保険料率は、毎年変わるので正式には修正が必要となる。保険料率は毎年国土交通省より案内連絡がある。
また、健康保険料率は、都道府県によって変わるので注意する。
- 3) 下請企業に発注しようとする際には、当該下請企業に対し、同様に標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成／提出を求めるよう働きかけることとする。
- 4) なお、本計算 **2** 《単位(㎡または箇所)当たり法定福利費をもとめておいて算出する方法》は、EXCELシートを添付しますので活用下さい。
- 5) 本手順書に関するお問い合わせは、協会事務局 遠藤までお願いします。

以上